

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、「一般社団法人手話エンターテイメント発信団 oioi」と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、手話エンターテイメント及び手話の普及活動を通し、「きこえる人ときこえない人の間に存在するバリア（誤解・偏見等）を壊すこと」ならびに「福祉・芸術・文化の発展に寄与すること」を目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、第3条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 手話パフォーマンス事業
- (2) イベント運営事業
- (3) ワークショップ事業（講演含む）
- (4) 啓発情報の発信
- (5) その他、事業目的を達成するための取り組み

(公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(種別)

第6条 当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(1) 正会員

当法人の目的に賛同して入社した個人

(2) 賛助会員

当法人の事業を援助するために入社した個人及び団体

(入会)

第7条 当法人の会員として入会しようとする者は、社員総会において別に定めるところにより申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費負担)

第8条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(著作権、肖像権等の権利)

第9条 会員は、当法人の事業に関連して行われる撮影、録音、制作等に協力し、その際に発生する録音権、放送権等の著作隣接権、著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む）及び肖像権の一切は、当法人に帰属することに同意するものとする。

2. 会員は当法人の事業活動に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

(休会)

第10条 正会員が正当な理由で休会する場合は、社員総会において別に定めるところに届け出ることにより、休会することができる。

2 休会期間は年度において通算6ヶ月を上限とし、上限を超えた期間の延長は原則認めない。また、6ヶ月を経過しても復会が困難な場合は、退会扱いとする。

(退会)

第11条 会員は、社員総会において別に定めるところに届け出ることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員に次の各号に掲げるいずれかの行為があった場合には、社員総会の特別決議によって除名することができる。

- (1) 会費の支払いが滞った場合
- (2) 正当な理由がなく代表の指示に従わなかった場合
- (3) 当法人のイメージを著しく損なう行為があった場合
- (4) 上記以外で当法人に対して、故意に大きな損失を与えた場合

(会員資格の喪失)

第13条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至った時はその資格を喪失する。

- (1) 死亡、あるいは失踪宣言を受けた時
- (2) 退会した時
- (3) 除名された時
- (4) 当法人が解散した時
- (5) 2年以上会費を滞納した時
- (6) 総社員の同意があった時
- (7) 成年被後見人または被保佐人になった時

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(再入会)

第15条 退会した者の再入会は妨げない。ただし、第12条の規定により、会員の資格を喪失した者はその限りではない。

(会員の弁償責任)

第16条 会員は、当法人の所有する物品及び事業活動のために個人あるいは団体から借り受けた物品を、故意または過失により、紛失、破損した時は自らの責において弁償するものとする。

第3章 役員

(役員及び定数)

第17条 当法人に次の役員を置く

(1) 理事 3名

2 理事のうち、代表理事を1名定め、代表理事をもって理事長とする。

3 理事のうち、副理事長を若干名定めることができる。

(選任等)

第18条 理事は、社員総会の議決によって社員の中から選任する。ただし、必要がある時は、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事長、副理事長は、理事の互選によって定める。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

4 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(職務)

第19条 理事長は、当法人を代表し、その業務を統括する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、当法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、相互の職務分担により、この法令及び定款の定めるところにより、当法人の業務を執行する。

(任期)

第20条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第21条 理事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第22条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬)

第23条 役員報酬、賞与その他職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の議決をもって定める。

第4章 社員総会

(種別)

第24条 当法人の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 当法人では、理事の職務執行の監視機能を社員総会が担うものとする。

(構成)

第25条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権能)

第26条 社員総会は以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄。
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 27 条 通常社員総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が認め招集の請求をしたとき
- (2) 正社員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第 28 条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第 27 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の一週間前までに通知しなければならない。

(定足数)

第 29 条 社員総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければならない。

(議決)

第 30 条 社員総会における議決事項は、第 28 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

3 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法による同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(議決権等)

第 31 条 各正会員の議決権は平等に各 1 個とする。

2 やむを得ない理由のために社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法又は他の正会員を代理人として、議決権の行使を委任することができる。

3 前項の規定により議決権の行使を行った正会員は、第 30 条、第 31 条第 2 項及び第 32 条第 1 項第 2 号の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 32 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、以下の内容を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数
(書面又は委任者による議決権の行使においては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事がこれに署名または記名押印する。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、社員総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の議決があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の議決があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 5 章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第 33 条 当法人は基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第 34 条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第 35 条 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 36 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様である。

2 当法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後 3 か月以内に、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、通常社員総会に提出又は提供しなければならない。

(1) 事業報告及びその付属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの付属明細書

2 事業報告については、理事長がその内容を通常社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については通常社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第 38 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 39 条 当法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、これを大阪府に帰属させる。

(臨機の措置)

第 40 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、社員総会の決議を経なければならない。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第 42 条 当法人は、次の事由によって解散する。

(1) 社員総会の特別決議

(2) 社員が欠けたこと

(3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）

(4) 破産手続き開始の決定

(5) その他法令で定める事由

第 8 章 附則

(最初の事業年度)

第 44 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の設立日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(設立時役員)

第 45 条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 衣笠 理史

設立時理事 石田 竜士

設立時代表理事 岡崎 伸彦

(設立時社員)

第 46 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

大阪府大阪市淀川区西中島 7 丁目 1 番 13-501 号

衣笠 理史

大阪府大阪市北区南森町 2 丁目 2 番 7 号 - 1103 号

石田 竜士

大阪府大阪市淀川区三国本町 2 丁目 2 番 34-102 号

岡崎 伸彦

(法令の準拠)

第 47 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人および一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人手話エンターテイメント発信団 oioi 設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 28 年 3 月 30 日

設立時社員 衣 笠 理 史 ㊟

設立時社員 石 田 竜 士 ㊟

設立時社員 岡 崎 伸 彦 ㊟